

平成22年第4回教育委員会定例会

開会年月日 平成22年2月26日(金)

場 所 教育委員会室

出席者 教育委員会 委員長 外松和子
同 委員 青木真佐枝
同 委員 内藤幸子
同 委員 天沼英雄
同 教育長 園部俊介

議 題

1 議案

- (1) 議案第14号 平成21年度一般会計(教育費)予算案(補正第2号)について
- (2) 議案第15号 「練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の制定
依頼について
- (3) 議案第16号 練馬区立石神井公園ふるさと文化館の臨時開館について

2 陳情

- (1) 陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について〔継続審議〕

3 協議

- (1) 平成21年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について〔継続協議〕
- (2) これからの生涯学習のあり方について〔継続協議〕

4 報告

(1) 教育長報告

平成21年度練馬区学力調査研究委員会の研究報告について
(仮称)学校教育支援センターの整備について
平成22年第一回練馬区議会定例会における一般質問の要旨について
練馬区立小中一貫教育校実施計画中間報告について
平成22年度学校関係工事計画(案)について
練馬区ジュニア・オーケストラ第25回定期演奏会開催概要について
「第二次練馬区放課後子どもプラン」(案)の策定について
南大泉第二スポーツ広場用地の一部返還について
その他
練馬区教育委員会後援名義等使用承認事業について

その他

開 会 午前 10時00分
閉 会 午前 12時00分

会議に出席した者の職・氏名

学校教育部長（生涯学習部長兼務）	河 口 浩
庶務課長事務取扱学校教育部参事	高 橋 廣
学務課長事務取扱学校教育部参事	浅 野 明 久
学校教育部施設課長	金 崎 耕 二
同 保健給食課長	唐 澤 貞 信
同 教育指導課長	原 田 承 彦
同 総合教育センター所長	佐古田 充 宏
生涯学習部生涯学習課長	白 井 弘
同 スポーツ振興課長	櫻 井 和 之
同 光が丘図書館長	伊 藤 安 人

傍聴者8名

委員長

ただいまより、平成22年第4回教育委員会定例会を開催する。
本日は、傍聴の方が6名お見えになっている。
それでは、案件に沿って進めさせていただく。
本日の案件は、議案3件、陳情1件、協議2件、教育長報告9件である。

(1) 議案第14号 平成21年度一般会計（教育費）予算案（補正第2号）について

委員長

それでは初めに、議案第14号 平成21年度一般会計（教育費）予算案（補正第2号）についてである。では、この議案について説明をお願いする。

庶務課長

資料の説明（説明要旨）平成21年度一般会計（教育費）の補正予算案について、予算額を減額等することとなった主な費用の内容等を説明

委員長

それでは、各委員のご意見、ご質問をお聞きしたいと思う。

天沼委員

歳入と歳出の数字の比較であるが、歳出の補正後の312億円に対応する額は歳入のどこに当てはまるのか。

庶務課長

歳入については、国庫支出金等々の特別財源だけがここで記載がされている。このほかに、区の一般財源等が加えられ教育予算となる。

教育長

歳出の財源は、区民税や特別交付金などの一般財源に加え、この資料にある国庫支出金や都支出金などの特別財源で構成されている。それぞれの歳入は、歳出においては入り組んでいる。そのため、天沼委員がおっしゃった点について、例えば、教育総務費の補正額 1億511万4,000円が歳入のどこに当てはまるかはすぐにはでてこない。

青木委員

3ページの教育総務費の説明欄の2番(1)就学心理相談員等経費が減額されているが、それは、相談員が少なくなったことによるということでしょうか。

学務課長

就学心理相談員等経費は、学務課の就学心理相談員と総合教育センターの相談員の経費が合算されたものである。学務課の就学心理相談員について申し上げますと、就学心理相談員が途中で退職をしたり、あるいは疾患で休んだりしたため、部分的に執行しなかった部分がある。その状況に対応するためアルバイトを代替措置として雇ったため、報酬や社会保険料などが減額され臨時職員賃金が増額されている。

委員長

ほかにはいかがか。よいか。

それでは、議案第14号については「承認」でよいか。

委員一同

よい。

委員長

では、議案第14号は「承認」とする。

(2) 議案第15号 「練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の制定依頼について

委員長

続いて、議案第15号 「練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の制定依頼についてである。この議案について説明をお願いする。

庶務課長

資料の説明(説明要旨)「公益的法人等への練馬区職員の派遣等に関する条例」において、公益的法人等へ派遣している職員に対し、区から直接給与を支給する改正が行われることに伴い、派遣職員に対し給与を支給しない旨定めている本条例の改正が必要となることを説明

委員長

それでは、各委員のご意見、ご質問をお聞きする。

教育長

補足すると、区の一般職員の給与条例についても同じような改正内容であり、現在開会中の区議会定例会で審議されることとなる。

青木委員

練馬区では、幼稚園の先生が公益団体に派遣されることは、今後もほとんどないだろうということであったが、他区などでは、公益団体などに派遣されるということがあるのか。

庶務課長

練馬区の場合、現在、区の職員については、文化振興協会や都市整備公社など法令に規定された公益的団体に派遣されている。一般的に、幼稚園の先生がそういった団体に派遣する必要性はないだろうし、他区でも派遣している状況があるということは聞いていない。

天沼委員

今回の改正内容に関係ないことであるが、給与を支給しない対象に大学院修学休業中の職員が規定されているが、大学院だけではなく、大学で新たな資格を取得するために修学することも考えられるが、いかがか。

庶務課長

現行では、特に幼稚園の先生の場合、現在の職のスキルアップのために大学院で履修し直す期間を、専修期間として、研修という扱いではなくて休業という扱いで機会を得ることができるようになっている。そのときには、給与は、ノーワークのペイの原則に従って支給できないということになる。大学は一般的には想定をしていないところである。

委員長

それでは、議案第15号については「承認」でよいか。

委員一同

よい。

委員長

では、議案第15号は「承認」とする。

(3) 議案第16号 練馬区立石神井公園ふるさと文化館の臨時開館について

委員長

続いて、議案第16号 練馬区立石神井公園ふるさと文化館の臨時開館についてである。この議案について説明をお願いする。

生涯学習課長

資料の説明（説明要旨）石神井公園ふるさと文化館の定期休館日である平成22年3月29日（月）は、開館した直後であるため、休館日を変更し、開館することを説明

委員長

特に意見がないようであるので、議案第16号は「承認」とする。

(1) 陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について〔継続審議〕

委員長

続いて、陳情案件である。陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情についてである。

この陳情については、今後の外環道整備に関する事業の進捗状況を見守りながら審査を進めることにしている。本日、何か補足等あるか。

生涯学習課長

本日は特にない。

委員長

本日は「継続」としたいと思うが、よいか。

委員一同

よい。

委員長

それでは、陳情第4号については「継続」とする。

協議(1) 平成21年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について〔継続協議〕

委員長

続いて、協議案件に入る。協議の(1)平成21年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価についてである。

この協議案件については、本日で4回目の協議となる。

これまでの協議で、点検・評価表の25項目すべてについて確認を終えている。

また、前回の協議では、点検・評価の報告書の構成、内容について、各委員からさまざまなお考えを伺った。

本日は、その点検・評価の報告書の構成等についてさらに協議を進めてまいりたいと思う。

協議に入る前に、まず、事務局から資料の説明をお願いします。

庶務課長

資料の説明(説明要旨)教育に関する事務の管理等の点検・評価報告書の全体の構成を説明するとともに、報告書のまとめの部分について前回の意見をもとに作成した案の内容等を説明

委員長

それでは、ただいま説明があった資料4に基づき、協議を進めてまいりたいと思う。何かあるか。

天沼委員

大変な作業でご苦労であった。全般的にはこれでよいと思うが、別紙2の有識者の主な意見・助言であるが、有識者からの意見・助言にある文言をそのまま抜き出した形で引用しているため、読みにくいところや理解しにくいところがあった。別紙3は平仮名を漢字に書きかえたほうがよいところがあるが、その他では問題点はないと思う。文言の修正はしたほうがよいと思った。

委員長

ただいま別紙2、別紙3についてのご意見があった。

内藤委員

この協議で申し上げたことをよくくみ取って整理されているので、大変わかりやすくなったと思う。また別紙1、2、3の内容については、このとおりでよいと思った。

ただ、目次の構成を整理したほうがよいと考える。昨年度の目次は、の3の項目で、点検・評価の実施結果と今後の方向性がまとめられていて、前回の協議ではその中身について話した。目次は、今回の案のように(3)、(4)、(5)と別立てにするのではなく、昨年度のように3の項目に含まれるかたちの方がよいと思うので、目次に(3)、(4)、(5)の見出しを表示する必要はないのではないかと思う。

昨年度と同様に、点検・評価の改善点・方向性を大きな項目とし、有識者からの主な意見・助言に関する考え方として、今回の別紙2と別紙3をまとめ、その中で有識者からの主な意見・助言と有識者からの主な意見・助言に対する考え方というような項目を立てれば整理されるのではないか。

また、「平成22年の方向性について」という表記であるが、点検・評価の実施年度が、今年度については平成20年度の事業について行っていること、つまり、1年前の事業についての点検・評価を行っていること考えると、平成22年という年度は入れずに、今後の方向性という表現にしたほうがよいと思う。

委員長

ただいま内藤委員から目次の柱立てについてご意見をいただいた。いかがか。

教育長

先ほど、天沼委員がおっしゃった別紙2の指摘は、具体的にはどのようなものであるか。

天沼委員

別紙2の上の表の2つ目の文章の中で「点検・評価により浮かび上がった課題を」を「課題に対して」とする。

3つ目の文章の「より具体的な改善策の検討が求められ、」の読点を句点にし、その後の「改善策の検討にも関連性を重視する必要があるが見られることも少なくない。」を「重視する必要がある」とする。

4つ目の文章の「教育に関しては」は除く。

下の〔教育施策など〕の表で、1つ目の文章で「事実です」を「事実である」とする。

2つ目の文章の中で「学校教育に関する様々の施策が着実に推進されており、生涯学習に関する施策も」とする。

3つ目の文章で、「『基礎調査事業』では実態調査のテーマに職員の意見が反映される仕組みとなっているが」とし、この後の表現は、「保護者や区民の意見が反映されていない」とするか、または「保護者や区民の改善に向けての関与が見られない」とするか、2種類の案を考えた。

4つ目の文章で、「練馬区全体の生涯学習に関する内容を検討し」の後に読点を入れる。

5つ目の文章についても、「中学校の英語学習への外国人助手の配置など」の後に読点を入れたほうがよいと思う。

6つ目の文末の「求められよう」と7つ目の文末の「べきであろう」について、これらの文章だけ「よう」という表現を用いるのは適当ではないので、「求められる」、「べきである」と文言をそろえたほうがよい。

委員長

ただいま、よりわかりやすい表現にしたほうがよいのではないかという建設的なご意見をいただいた。

教育長

今の意見については、最終的に成文化する際に、委員長と整理したいと思う。

天沼委員

それから、ひらがな表記を漢字表記に改めた方がよいところがある。別紙3の(1)の〔点検・評価の実施方法など〕の の2つ目であるが、「2か年(平成20年度・平成21年度)にわたり」の部分の「わたり」は漢字に直した方がよいと思う。また、〔教育施策など〕の最後の の文章で、「学校支援センターの整備に合わせてさらなる」の「さら」の部分に漢字に直した方がよい。

教育長

(2)の平成22年度の方向性についてであるが、前回の協議で、若干手薄だというご意見を踏まえ検討したが、これ以上の内容は考えられなかったため、不足しているところがあればご意見をいただきたい。

委員長

ただいま教育長からそのような発言があったが、平成22年度の方向性の最初の「『効果的、効率的な教育行政の一層の推進を図り公表することにより、区民に信頼される教育行政を推進する。』ことを目的として」という記載については、改めて実施するに当たり、何のためにやるのかという原則に立ち返ることを明確にしているので、よい表現だと思う。

青木委員

別紙3の3について、(1) (2)と項目立てしているが、一番重要なところは(2)の今後の方向性書に書れていることだと考える。したがって、(2)の以降の内容については、太字にするなど目立つような形にしたほうがよいと思った。

委員長

行をあけて見やすくするなどの工夫も必要である。ただいま青木委員から、今後どのようにしていくというところをアピールできるようなまとめ方がよいのではないかとのご意見をいただいた。

教育長

3の の箇所は1)などの記号を使ったほうがよい。

委員長

表記方法についていろいろご意見が出た。

内藤委員

目次については、昨年度のとおりでよいという先ほど申したが、昨年度の点検・評価からの改善点や方向性、有識者に関する考え方というものも全部含める内容であるため、表題は「点検・評価の実施結果と今後の方向性」よりも、「今後の方向性」としたほうがよいのではないだろうか。3つの内容全部が方向性について触れていると受け取れるし、また、「点検・評価の実施結果」は の項目と重なるので、その部分を削除し、今後の方向性だけに修正したいと思ったところである。

委員長

より今後の方向性が明確になるようなタイトルのつけ方がよいのではないかというご意見であった。

教育長

前回の協議の際にも申し上げたのであるが、学校教育には、事業として挙がってこないような学校の課題、問題がたくさんある。この点検・評価にどのように反映させるかということは非常に難しいが、例えば生徒間の暴力の問題や生活指導、あるいは全国または東京都の学力テストなど、教育委員会として評価はしていない。何点取ればよいのかということなどは難しいところがあり、また、事務事業が対象となるため、保護者にとって一番関心があると思われることは載せられていない。

また、図書館についても、サービスを指標化することは難しいところがあり指数化しやすい対象だけを載せているということは否めない。このことは区の行政評価についても同じことが言えると思う。例えば交通安全について、交通事故の件数を1,000人以下にするとか、500人以下に減らすなどの具体的な目標はなかなか立てられない。

天沼委員

他の県などにおいても、指数化しやすいものや教育委員会で把握しているものだけを点検・評価の対象にしている感じを受けた。具体的にどんなものがあるかということは、その情報からは得られない。

教育長がおっしゃったことについて、アンケートを実施することや、意見を直接お聞きすることなどをしないと指数化できないと思うが、一部の意見が全体の意見ということにはならないので、その辺の問題が教育委員会として出す場合に難しいと考える。

内藤委員

どのような方法がよいかは、今思い浮かばないということと、また、この点検・評価と一緒にするには無理があるので、別立ての考え方で検討した方がよいのではないかということがある。

学校などでも、学校経営の中で目標を立てる際にも、例えば学力の向上ということ掲げたとしても、数値化しやすい保護者会の参加率などに行きついてしまう。

今回のまとめの最後の のところに、前回の案に比べ、心の教育、学力の向上、不登校対策などの課題が挙げられていたので、前回の議論や今の議論の内容を含めた記述が

なされていると思った。事務局が事業を実施するときに、重点事業は何かという観点で事務事業評価の指標を立て、その年度ごとに緊急な課題について挙げていくことは、この事務事業評価の中で少しはできることだと思う。

教育長

今のご意見は、事務局として今後注意していきたいと思う。ただ、この点検・評価の対象は、事務の管理および執行状況であるため、限定されてしまっている。したがって、今の議論であった事務事業では現れないようなものをどうしていくということは、今後の検討課題とさせていただきたい。

委員長

今議論がいろいろあったように、数値化はしてないが、頑張っている分野もたくさんあると思うので、そういったところも区民にわかっていただくような方法などもあればよいのではないかと考える。

本日はさまざまなご意見を出していただいた。事務局においては、本日までの協議で出た意見などを踏まえ、報告書（案）を策定していただき、次回、提出していただきたいと思う。

それでは、この協議案件に対しては、次回に「継続」とさせていただく。

協議(2) これからの生涯学習のあり方について〔継続協議〕

委員長

続いて、2番目の協議案件である。協議（2）これからの生涯学習のあり方についてである。

この協議案件については、本日で2回目の協議となる。

前回の協議では、今後協議する内容、方向性などについてご意見、ご質問があった。

本日は、事務局から資料が提出されているので、はじめに、資料の説明をお願いする。

教育長

この資料は以前の教育委員会の報告で提出しているため、今回は「参考資料」として提出させていただいている。天沼委員と内藤委員にはまだお渡ししてない資料であるため、今回提出した。

生涯学習課長

資料の説明（説明要旨）新たな基本構想の策定により、新たな組織の検討が必要となったこと、その検討の中に含まれる文化芸術、生涯学習施策等の新しい組織の内容等を、平成21年10月9日付けの区長決定を受けた「組織の見直しについて」に基づき説明

教育長

教育委員会と区長との関係が法的にどうなっているかということを再度おさらいしなければならぬ。また、教育委員会は行政委員会として独立はしているが、地方自治体としての総合調整権は区長にある。それらの点について、これから勉強していきたいと思う。

生涯学習部の中では業務が多岐にわたっており、法的に区長に権限を移せるものと移せないものがある。図書館や生涯学習について、区長部局へ移管している区もある。権限は教育委員会が持つことになる補助執行などの形をとっているところもあるようである。そういった事例を参考に、社会教育法、学校教育法、教育基本法などの関係法令を研究していく必要があるだろう。

区長部局からはこの資料のような考えが出された。いずれ、正式に区長から教育委員会に協議や意見を聴かれるときがくると思う。それに対し、教育委員会として、回答しなければいけない。そのための作業にこれから入ることになる。

今、課長から説明があったように、区長部局と教育委員会の関係部課長で庁内検討組織を設置し検討しているところである。そこでの検討内容などを参考にしながら、最終的には教育委員会が決めることであるため、教育委員会として議論していかなければならない。

青木委員

5ページの図であるが、前回報告された際にも言ったと思うが、四角で囲まれた子ども施策には、児童青少年部と学校教育部の2つの組織が出ているが、生涯学習については区長部局に位置づけられている。生涯学習部の中で、教育委員会にも残る部分はあると考えるが、この図からはそのことは読み取れないと思うが、いかがか。

教育長

確かにおっしゃるとおり、上の図の大きな四角の中では、児童青少年部が教育委員会に入っているわけではなく、下の図には生涯学習部が入っているようになっている。しかし、生涯学習を担当する課の中でも、学校と密接に関係する業務もたくさんあり、それらをどうするかということはある。例えばPTAはどうするのか、あるいは生涯学習団体はどうするのかなどは、法律の関係などから議論していかなければいけない。

この資料では、あくまで「生涯学習を担当する課」となっていて、「生涯学習課」とはなっていない。図書館も入っていない。ただ、スポーツ振興課は、地公行法で、スポーツと文化は区長部局に移管できると規定されているため、移管はできる。その法律改正の際に、国の審議において、生涯学習は外された経緯があるようである。

生涯学習課長

前回、提出した資料に、平成17年10月の中央教育審議会による答申がある。その中では当初、文化、スポーツ、生涯学習振興施策については、区長部局の総合的推進や他の行政分野との連携調整といったようなことから、市長と教育委員会との弾力化を図ることが必要ではないかという答申がなされている。その後、地公行法の改正された際には、生涯学習は除かれていて、文化とスポーツという形になった。

その改正の際に、社会教育法の改正などもあわせて行われているので、今後、詳しい資料を用意させていただく。

委員長

ただいま課長から、平成17年の答申、平成19年の法律改正の説明があった。また、関係法律の改正についてもこれから論議していく上で参考になることがあると思うので、新たに提出していただくとありがたい。

教育長

ここ20年ぐらいは、教育社会から学習社会へという流れがある。自ら学習し、自ら社会に貢献していくという流れがあるのである。おそらく30年前から比べれば、教育委員会で実施している事業と同じような事業が区長・市長部局でたくさん実施されていると思う。生涯学習で教育委員会に残すものなどは、これから議論していく内容であるが、分けられないようなものはたくさんある。時代が変わってきているので検討が必要だということである。板橋区など、スポーツや文化は移管したが生涯学習は教育委員会に残っている区もある。その辺は、区民や練馬区にとって一番ふさわしい仕組みはどのようなものかという考え方によって、変わってくると思う。

生涯学習を文化施策に含めるかどうかということはまた議論しなければならないところだが、このような形で一定の方向は出ているということである。今後の具体的な協議は、基本的な資料を基に勉強してから行っていかなければならない。区民の関心が高いことであるので、十分議論を尽くす必要がある。教育委員会は、専門家ではないよさはあるが、基本的なところは各委員が共通で押さえておかなければならない。

委員長

今後何回かにわたり継続して協議していくことであるため、次回以降に向けて資料要求があればおっしゃっていただきたい。

天沼委員

先ほど、板橋区の例が出たが、他にもそのような改革を進めている自治体の事例があれば、知りたい。

教育長

用意する。

天沼委員

5ページでは「文化・生涯学習を担当する課」となっているが、法律等では文化とスポーツを分けることができるということであると思うが、このイメージ図だと、スポーツと文化・生涯学習という形になっている。その辺が違っているという印象を持った。

教育長

それについては、このイメージ図を作成した部署から聞かないとわからない。また、具体的な課ということではなく、あくまでもイメージ図である。

生涯学習課長

区長部局では文化センター等を所管していた文化国際課、教育委員会では生涯学習課の中の文化部門を表すとこのようなイメージ図となった。いずれにしても、文化と生涯学習とを担当する1つの課として考えるということである。

教育長

では何で社会教育の権限を教育委員会が持っているのかという根本的な考え方に行きつくのである。

天沼委員

例えば、PTAについては、学校教育と密接にかかわる部分があるので、教育委員会からの所管から外れることは本来おかしいのではないかと思う。社会教育は、教育委員会の事務事業に入るべきだと思っているが、いかがか。

教育長

それについては、区長部局のほうから教育委員会に対して意見を聴く機会があると思うので、それに対する教育委員会の意見を、それまでに用意しておかなければいけない。また、子ども関連施策も同様に検討していかなければならない。

委員長

この案件については、何回も議論を重ねていかなければならない大事な案件である。本日、さまざまな意見が出たが、次回以降に資料を提出していただきながら、理解を深めてまいりたいと思う。それでは、この協議案件については「継続」とさせていただきたいが、よいか。

委員一同

よい。

委員長 それでは、「継続」とする。

委員長

つぎに、教育長報告をお願いします。

教育長

本日は、平成21年度練馬区学力調査研究委員会の研究報告について、(仮称)学校教育支援センターの整備について、現在開会中の区議会定例会の一般質問の要旨について、小中一貫教育校実施計画の中間報告について、その他5件を所管の課長から報告させて

いただく。

委員長

それでは、報告の 番は、前回、教育指導課長から資料の説明はしていただいているので、各委員のご意見、ご質問からお聞きしたいと思う。何かあるか。

内藤委員

練馬区の小中学校が、算数や国語のほとんどの設問で、全国の正答率を上回っていたことは一安心である。ただ、練馬区だけでなく全国的にも、書くこと、その中でもとりわけ判断した理由や方法の説明などの記述式の設問の正答率が非常に低いことが見られると思う。

日常生活の中でも、文章を書くということが少なくなっている。学校の授業においても、感想等は書く機会は多いと思うが、自分の意見をまとめて論理的に書くという機会はなかなか取りにくい。また、書くということは、個人差も大きいことと、時間がかかるということから、授業の中でも不足しがちな分野であると思う。したがって、意図的にそのようなものを取り上げる授業をしていくということ、全校体制で心がけ計画を立てていかないと、向上させるのは難しいのではないかと考える。冊子の中にいろいろ提案がまとめてあるので、それを各学校で大いに活用してほしいということをおもった。

委員長

ただいま内藤委員からご意見があった書くことが苦手ということは練馬区の学校だけではなく、他区または他の市町村等でも全般的にそのような傾向が強い。

青木委員

この冊子の中には、授業の改善の手だてなどもよく書いてあるので、この冊子をもとにした校内での研究や協議のようなことは行われるのだろうか。

教育指導課長

ご指摘の点であるが、各校1名以上の教員の参加を求め、2月8日に国語、算数、数学について、小中別に、提案授業と報告会を行った。参加者は、その後その内容を持ち帰り、各校において、校長の指導のもとに授業改善推進プランを全教科で作成することになっている。特に正答率が低かった部分については、授業を振り返り、どのような要素を取り入れていったらよいかということを検討してもらっていると思う。ただいまのご指摘であると、書くことであるが、1月の大泉学園小学校の国語の発表でも、きちんと取材をして構成を立ててから簡潔に書くという内容の発表があったところである。弱点については、自分の指導の結果を振り返って、教師一人一人が授業改善推進プランを作成し、それを保護者に公開するというのを繰り返しているところである。

委員長

この研究報告を生かした取組がすでになされているということであった。今、課長が

ら話があった1月の大泉学園小の授業を拝見したが、素晴らしい授業を展開していた。他の学校からの参加数も多かったので、参考にして授業改善に取り組んでいるのではないかと思う。他にはいかがか。

内藤委員

生活・学習意識調査で感じたことであるが、基本的な生活習慣の確立や、学習に対する関心、意欲、態度の向上などが、学力の向上につながっているということは、以前から言われ続けていることである。今回の結果から、練馬の子供たちについても、そのとおりの結果が数値で示されたということを感じた。各学校が家庭教育の啓発資料として、いろいろな機会に保護者に示していくことが大事であると考えてるので、資料を大切に扱ってほしいと思った。

青木委員

生活習慣と平均正答率のクロス集計を、興味を持って見させていただいた。ぜひこの内容を保護者により形で提示して、家庭での子育てに役立てていただきたいと思う。

委員長

家庭での生活の積み重ねがよりよい教育効果を生むということであるので、そのことをきちんと区民に知らせ、子供たちをしっかりと育てていただきたいと思う。

教育長

小中連携の視点からの利用改善という点については、練馬区独自の対応である。小学校でつまずいた子が、中学校でまたさらに困難な状況になるという傾向がある。また、中学校の先生は、小学校の大体どの辺でわからなくなってしまうなどのことは、学校が隣接していてもわからないものである。そのために、小中連携を何年も力を入れて実施しているが、先生もその内容をよく読んでおかなければならないと思う。

委員長

大事な視点である。多くのご意見をいただいた。
それでは、報告の 番をお願いします。

総合教育センター所長

資料の説明(説明要旨)平成24年度に開設を予定している(仮称)学校教育支援センターについて、検討の経緯、整備目的、(仮称)学校教育支援センター整備方針(案)の主な内容、施設概要、スケジュール等を説明

委員長

それでは、各委員のご意見、ご質問をお受けしたいと思う。

天沼委員

このセンターでは、いろいろな機能があるようなので、どのような方が職務を遂行するのかということと、すべての研修の企画運営はセンターで行うということであるが、先生方から受けたい研修の要望が出た場合の流れはどうなっているかということの2点について伺いたい。

総合教育センター所長

11ページに組織案がある。現在の構想では、この事業の推進のために係を3つ設置し、そのほかに全体を統括する立場として、統括指導主事、指導主事を置く予定である。施設の管理を行うための管理係と、研究研修を担当する係と、教育相談部門を担当する係、すべてを総称して業務を見る立場として統括指導主事と指導主事を配置する。現在の教育センターには、統括指導主事、指導主事の配置はないが、今度のセンターについては、多目的な立場から職務の推進ができるような体制を考えている。その他の係には、行政職である事務職の職員が配置されるということになる。

2点目の研修企画運営に関する関与については、現在の教育センターの中でも、事業の運営に当たっては、学校の該当者等を含めた運営委員会を設置している。そこで事業の内容について議論していただいている。今後もそのような組織を活用しながら、現場の意見等を吸い上げながら企画を運営していくことになると思う。

内藤委員

長い間待ち望んでいた学校教育支援センターの設立のめどが立ってとてもよかったと思う。今の話の中にもあったが、教育研究研修の拠点に、指導主事の配置があるということは、今後の事業の充実にとっても大きな力を発揮できるのではないかと期待している。

教育相談の拠点として、ネットワーク型の相談事業をこれまで以上に推進していくということである。非常に大切なことなので、ぜひそのような方向に進めていただきたいと思う。今までばらばらになりがちだった支援が、1つにまとまることにより、より適切でより迅速な支援ができるとよいと思う。

そこで、お聞きしたいのだが、(2)の教育相談の拠点としてというところで、適応教室の充実を図るとある。不登校を防ぐという意味で、今、通級指導学級の入級者が非常に増えてきていると思う。不登校になりかけている子供や、通常級に通う子供たちで学級に適應できていない子供に対して、直接指導するという支援については、適応指導教室と通級指導学級が考えられる。教育相談を一元化するためにネットワーク化を図るのであれば、通級との連携は非常に大きなパイプで結ぶことは、不登校を防ぐという観点からも大事な点だと考える。

もう少し具体的に言うと、通級指導学級は学校制度なので、ここには入れにくいとは思うのだが、実際問題としては、学務課で行っている通級学級への入級の相談というのは、教育相談の色彩を非常に帯びている。その結果として、通級するかしないかということになるということから、教育相談室の相談事業と重なっている部分もあるため、できるなら一緒に学校支援センターの窓口とすることが望ましいのではないかと考える。一人の子供に対して総合的な措置をしていくことを考えると、そのほうがより円滑に指

導が行えるのではないかと思った。その辺のところ、検討されたのかお聞きしたい。

総合教育センター所長

支援センターの相談員制度の一元化というところで、就学相談の機能を一緒に取込むというところまでは、具体的な議論は出てこなかった。現状では、通常級で不適応が起こってしまい通級学級に入るといふ子供は多いと聞いている。通級学級のほうには週1日通えるのだが、通常級のほうにはなかなか通えなくて、残りの4日間がどうしても不登校状態になってしまうという子供も多いと聞いている。そういった子供で、適応指導教室に相談に来られる方がいらっちゃって、適応指導における指導も必要だろうということであれば、個別に判断して、適応指導教室に残りの日数を通してもらうような場合もある。

そういった子供に対する支援という意味では、不適応状態について、登校支援指導のために、学校にシートをあげてもらおう仕組みになっている。今後は、そのシートについても、支援センターで受け取り、情報をいち早く把握する。そのときに就学相談との絡みがあれば、連携をとるような形がとれると思うので、そのような形で多角的に支援をしていきたいと考えている。

教育長

今のご指摘は手薄なところであった。おっしゃるとおり、学校教育支援センターという名称を区民がご覧になったときに、就学相談の部分、つまり、学校に入る前の段階のこともここで実施していると思うのではないだろうか。

内藤委員

それと現在、学校に在籍している子供の相談も、就学指導相談で実施している。したがって、在籍している子供であるので、本当は教育相談の範疇に入ると考えるが、中身や利用者の側から言うと同じである。

委員長

ただいまの内藤委員のご意見は、経験に基づく貴重な現場のご意見であった。実際には、どうすれば学校生活に適應できるかということについて悩みを抱えて相談に来られると思うので、これから立ち上げていくことでもあり、その辺がより効果的にスムーズに行えるような視点で検討していただければと思う。

教育長

今の点については検討させていただく。来られる保護者にとって、今、学務課で実施しているような形がよいのか、教育支援センターができたときにはそこでも実施しているとするような形がよいのか、どちらが保護者や子供にとってよいのかについて、まだ開始していないことであるので、検討させていただく。

内藤委員

それに関連してであるが、6ページの「教育相談の拠点として」の括弧書きの中の下のほうに、「幼小連携の視点から未就学児の相談の充実を図り、幼児期から」と記載があるが、未就学児については、子ども発達支援センターとの絡みでどうなるかということと、未就学児というのは何歳の子供を指しているのであろうか。入学前の子供のことか、2～3歳の子供のことか、あるいはそのような子供すべてなのかを確認したい。

総合教育センター所長

未就学児であるが、小学校に入学する前の子供のことで、主には保育園、幼稚園に通っている子供が対象になると考えている。

子ども発達支援センターも同時期に整備の検討されているため、これから検討するところは多分に残されているが、教育委員会では、発達の問題で学校教育生活に支障をきたすようなときに、教育現場を知る立場から助言等を行っていいのではないかと考えている。

発達に関する療育等の専門的な支援が必要な場合については、発達支援センターのほうで主にかかわる。そのようなすみ分けになるのではないかと考えている。

教育長

昨年教育委員会で協議してまとめた幼小連携を受けて、就学前と就学後との連携を円滑に進めていくという観点からこの内容を記載した。したがって、就学前ということは広くとらえていただきたいと思う。

青木委員

8ページの図であるが、それぞれ連携をする機関等が記載されているが、主任児童委員は、子供たちに密接にかかわりを持っていると思うが、民生委員は、この図の中に入るといふことにはならないのか。

総合教育センター所長

この図にすべて書いてない部分もある。当然、民生委員、特に主任児童委員の方についても、重要な連携先、相談先ということで考えている。

委員長

記載されていないが、入ると解釈してよいということであるか。

総合教育センター所長

そのように解釈してよい。

青木委員

見取り図についてであるが、エレベーターは設置されるのか。

総合教育センター所長

エレベーターは設置されることになっている。レイアウト(案)の、1階の部分では、一番左の防災カレッジと記載されている上にバツ印が入っている場所がエレベーターの場所である。

教育長

今はまだ案の段階であるため、いただいたご意見は反映できる。事務局では、気がつかない点もあるので、意見を言っていたきたいと思う。

委員長

本日は、ご意見をいろいろいただいた。今後、修正した案が提出されると思うので、またそのときにご意見をいただくという流れになると思う。本日は時間等の関係もあるので、この辺でよいか。

教育長

名称についても、これでよいかということはある。事務局レベルでは、この名称しか出てこない。もっとよい名称があれば願います。

委員長

検討することがたくさんあるということである。よい案をぜひご提案いただきたいと思う。

では、報告の 番についてお願いしたいと思う。

教育長

資料5の第一回練馬区議会定例会の一般質問において、教育長答弁をした内容である。この質問と答弁でわかりづらいことがあったら、ご質問いただきたい。

委員長

1ページ目の最初の質問で、新聞報道で月2回まで土曜授業が容認ということがあり、議員は新聞報道をもとに質問されたようであるが、報道はどうしても読者にインパクトをあてるための見出しをつけるようなところがあると思う。誤解を招きやすい見出し等ではあるが、教育長が非常に的確に答弁していただいて感謝申し上げたいと思う。これで皆さんに正しく伝わったと考える。

では、続いて報告の 番について願います。

新しい学校づくり担当課長

資料の説明(説明要旨) 小中一貫教育校推進委員会においてとりまとめた中間のまとめについて、推進委員会の設置の経緯と目的、小中一貫教育校の教育内容、経営体制、施設整備等および小中一貫教育校に関するアンケート調査結果を説明

教育長

各委員は、事前に見てきており、時間的なこともあるので、特徴的なところだけ説明してほしい。

委員長

説明の途中で、非常に申し訳ないが、この案件については、時間の関係で、本日のところはここまでとし、次回に「継続」ということでよいか。

新しい学校づくり担当課長

結構である。

委員長

それでは、委員の皆さんは、質問の用意等されていると思うが、次回にご意見、ご質問をいただきたいと思う。また次回よろしく願います。

それでは、報告の 番の説明をお願いする。

施設課長

資料の説明（説明概要）学校関係工事計画（案）について、来年度の予算額等を補足説明

委員長

計画どおり着々と進めるということである。

教育長

補足すると、耐震補強工事について、国では新年度の耐震補強工事の予算が削られるようあるが、練馬区としては、それとは関係なく計画どおり、ほかの予算を削ってでも実施していくということである。

委員長

安全のため、また、学校は地域の拠点としての位置づけもあるので、よろしく願います。

それでは、続いて報告の 番をお願いする。

総合教育センター所長

補足説明は特にない。

委員長

毎年実施しているジュニア・オーケストラ定期演奏会の開催についての報告であった。では、続いて報告の 番をお願いする。

生涯学習課長

資料の説明(説明要旨)平成21年度に計画期間が終了する「第一次練馬区放課後子どもプラン」における取組の充実を図るために、「第二次練馬区放課後子どもプラン」(案)を策定したことを報告するとともに、当該プラン(案)の年次計画等の具体的内容を説明

委員長

それでは、各委員のご意見、ご質問を伺いたいと思う。

共働きの家庭では、子供たちがのびのびと遊べる場所がないため、安全面を考えると、学校が一番、子供が安心して遊び、過ごせる場所となっているのが昨今の状況である。それを受け、このような事業を展開していくこととなる。

天沼委員

子供たちの居場所づくり事業で問題になると思われることは、学童クラブの指導員と応援団のスタッフとの連携であると思う。学童クラブの指導員の方は、何らかの資格等を持っている方で、一方、スタッフの方は、保護者や地域の方がボランティアであるので、それぞれの考え方が違うということがあるような場合、うまく連携がとれなくなる可能性もあると思うが、そのようなことは事例としてはこれまで挙がってきたことはあるのか。

生涯学習課長

学童クラブについては、区の職員が担っているものと、委託事業者が担っているものがある。直接区の職員が担っている場合は、学童の関係の専門知識を有する職務ということになるので、連携を進めていく中で、学童クラブの職員が遊び方などを教えてもらうような事例はない。ただ、学童クラブとひろばの仕組みは若干違うので、連携を進めるに当たっては、双方の話し合いがないと、場所を共有して一緒に何かに取り組むということは、よほどうまく連携を進めていかないと、なかなか進んでいかないとというのが実態である。

教育長

去年の9月に、「放課後子どもプラン連携実施マニュアル」を策定した。天沼委員と内藤委員が就任する前であったので、後ほどお渡りする。そこにいろいろなことが記載されている。

委員長

それでは、報告の 番についてお願いします。

スポーツ振興課長

資料の説明(説明要旨)資料で使用したA部分、B部分という用語は、説明の都合上使用した表現であることを補足説明

委員長

何かご質問はあるか。

天沼委員

Bの部分は、今後まだ使用可能ということなのか。

スポーツ振興課長

Bの部分もお借りしている用地であり、もとは畑だったということもあって、草が生えやすい用地である。A部分は敷地が広いこともあり、ほとんどの団体がA部分を使用していて、B部分はグランドゴルフ等が一部で行われている状況である。今後は、このBの部分を、舗装等を行い利用しやすいようにし、有効活用していこうと考えている。

委員長

では、地域の皆さんのためによろしく願います。

それでは、続いてその他の報告をお願いします。

庶務課長

教育委員会後援名義等の申請の状況である。前回、1月26日に報告をした以降のものである。総計で26件申請があり、協賛1件、後援24件、合計25件については承認をしたところである。1件については、承認事由を満たしていないことから不承認とした。

以上である。

委員長

それでは、以上で第4回教育委員会定例会を終了する。